

平成 27 年

第 2 回市議会定例会 議案第 4 号

函館市個人情報保護条例の一部改正について

函館市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 27 年 6 月 19 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市個人情報保護条例の一部を改正する条例

函館市個人情報保護条例（平成 2 年函館市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「もの」の後ろに「および特定個人情報のうち事業を営む個人の当該事業に関する情報」を加え、同条第 2 号中「公文書をいう」を「公文書をいう。第 6 号において同じ」に改め、同条第 5 号を同条第 8 号とし、同条第 4 号を同条第 7 号とし、同条第 3 号の次に次の 3 号を加える。

- (4) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。
- (5) 情報提供等記録 番号法第 23 条第 1 項および第 2 項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。
- (6) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、または取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

第 8 条第 1 項中「、個人情報」の後ろに「（特定個人情報を除く。次項において同じ。）」を、「保有個人情報」の後ろに「（保有特定個人情報を除く。次項において同じ。）」を加え、「以下」を「第 3 項において」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

（保有特定個人情報の利用の制限）

第 8 条の 2 実施機関は、特定個人情報を収集した目的の範囲を超えて実施機関内部または実施機関相互（実施機関の内部または相互の関係が番号法第 19 条に規定する提供に該当する場合を除く。次項において同じ。）において保有特定個人情報の利用をしてはならない。

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合においては、特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）を収集した目的の範囲を超えて実施機関内部または実施機関相互において保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。次項ならびに第 12 条第 4 項から第 6 項までにおいて同じ。）の利用をすることができる。

(1) 人の生命、身体または財産に対する危険を避けるために必要がある場合であって、特定個人情報の当該個人の同意があり、または特定個人情報の当該個人の同意を得ることが困難であるとき。

(2) 番号法第 9 条第 4 項の規定に基づく場合

3 実施機関は、前項の規定により保有特定個人情報の利用をしたときは、規則で定める場合を除き、特定個人情報の当該個人にその旨を速やかに通知するものとする。

第 12 条第 2 項中「実施機関が」を削り、「または」を「もしくは」に、「もしくは」を「および」に、「よらないで自己情報を収集した」を「違反して自己情報（自己に関する保有特定個人情報を除く。以下この項および次項において同じ。）が収集されたと認めるとき、または自己情報が実施機関により適法に収集されたものでない」に改め、同条第 3 項中「第 8 条第 3 項の規定によらないで」を「第 8 条（第 4 項を除く。）の規定に違反して」に改め、同条に次の 3 項を加える。

4 何人も、自己に関する保有特定個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対して当該自己に関する保有特定個人情報の削除を請求することができる。

(1) 第 5 条の規定による制限を超えて収集されたとき。

(2) 第 7 条第 1 項および第 2 項の規定に違反して収集されたとき。

(3) 番号法第 20 条の規定に違反して収集され、または保管されてい

るとき。

(4) 番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。次項第3号において同じ。）に記録されているとき。

(5) 実施機関により適法に収集されたものでないとき。

5 何人も、自己に関する保有特定個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対して当該自己に関する保有特定個人情報の利用の中止を請求することができる。

(1) 第8条の2第1項および第2項の規定に違反して利用されようとし、または利用されているとき。

(2) 番号法第20条の規定に違反して収集され、または保管されているとき。

(3) 番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき。

6 何人も、番号法第19条の規定に違反して自己に関する保有特定個人情報が提供されようとし、または提供されていると認めるときは、実施機関に対して当該自己に関する保有特定個人情報の提供の中止を請求することができる。

第12条の次に次の1条を加える。

（保有個人情報の存否に関する情報）

第12条の2 第11条第1項の規定による開示または前条の規定による訂正、削除もしくは中止の請求に対し、当該請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、第11条第2項各号に掲げる情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで当該請求を拒否することができる。

2 実施機関は、前項の規定により当該請求を拒否したときは、速やかに、規則で定めるところにより、その旨を審議会に報告しなければならない。

第13条各号列記以外の部分中「自己情報の開示または前条の規定による自己情報の訂正、削除もしくは目的外利用等の中止」を「開示また

は第12条の規定による訂正，削除もしくは中止」に改める。

第14条第4項中「ものであるとき」の後ろに「（第12条の2第1項の規定により当該請求を拒否するときおよび当該請求に係る保有個人情報に保有していないときを含む。）」を加える。

第15条第4項中「，保有個人情報の」を「当該請求に係る保有個人情報について」に改め，「目的外利用等の」を削り，「当該保有個人情報の」を「当該決定に係る」に改める。

第16条中「，訂正，削除または目的外利用等」を「もしくは訂正，保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）の削除もしくは目的外利用等の中止または保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。）の削除，利用の中止もしくは提供」に改める。

第20条の2の次に次の1条を加える。

（派遣労働者の責務）

第20条の3 実施機関は，派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第26条第1項に規定する労働者派遣契約に基づく労働者派遣（同法第2条第1号に規定する労働者派遣をいう。）の役務を提供するために実施機関に派遣されている者をいう。次項および第26条において同じ。）に対し，個人情報の漏えいを防止する等の個人情報の適正な維持管理について必要な措置を講じさせなければならない。

2 派遣労働者または派遣労働者であった者は，その役務の提供に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ，または不当な目的に利用してはならない。

第22条第1項中「この条例」を「第3章の規定」に，「もしくは削除」を「，削除」に，「目的外利用等の中止」を「中止（以下この項において「閲覧等」という。）」に，「保有個人情報」を「場合における保有個人情報（閲覧，縦覧，視聴または謄本もしくは抄本等の交付の取扱いの手続が定められている保有個人情報にあっては，保有特定個人情報を除く。）の閲覧等」に改める。

第26条中「または第20条の2第1項の管理業務に従事している者

もしくは従事していた者」を「，第20条の2第1項の管理業務に従事している者もしくは従事していた者または派遣労働者もしくは派遣労働者であった者」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は，平成27年10月5日から施行する。ただし，第8条の次に1条を加える改正規定（第8条の2第2項および第3項に係る部分に限る。）は，平成28年1月1日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定については，当該改正規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については，なお従前の例による。

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い，市が保有する特定個人情報について，利用の制限に関する規定ならびに削除および中止の請求に関する規定を設ける等の措置を講じ，ならびに派遣労働者の責務規定および派遣労働者の不正な個人情報の提供等に対する罰則規定を設け，ならびに規定を整備するため